

茨木市高齢者ごいっしょサービス実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、認知症の症状が見られる高齢者（以下「認知症高齢者」という。）が外出をする場合に付き添うこと等により、認知症高齢者の外出機会の促進及び引きこもりの予防を図り、認知症高齢者及びその家族等が安心して生活できる環境を整えることを目的とする。

(サービスの内容)

第2 高齢者ごいっしょサービス（以下「サービス」という。）は、次に掲げる内容とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話は、除く。

(1) 認知症高齢者が外出する際の付き添い

(2) 認知症高齢者の家族が外出又は休息する際の認知症高齢者の見守り

2 1日当たりのサービスの時間は、2時間以内とし、1月当たり10時間以内とする。

(実施の方法)

第3 サービスは、高齢者の在宅生活の支援を行っている非営利団体等又は介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者に委託して実施する。

(対象者)

第4 サービスの対象となる者（以下「対象者」という。）は、おおむね65歳以上の認知症高齢者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 利用申請の日において本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 介護保険法第7条第3項に規定する要介護者又は第4項に規定する要支援者

(3) 要介護認定等の認定調査結果の認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅡ以上に該当する者

(4) 次に掲げる施設に入所等していない者

ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム

イ 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム

ウ 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設

エ 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う住居

オ 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設

カ 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設

キ 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設

ク 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設

ケ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院

コ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設

サ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院

シ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所

(利用の申請)

第5 サービスを利用しようとする者は、茨木市高齢者ごいっしょサービス利用申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第26条第1項に規定する被保険者証の写し

(2) 要介護認定等の基本調査に係る認定調査票

2 市長は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(利用の決定)

第6 市長は、第5第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、申請者に対して茨木市高齢者ごいっしょサービス利用決定通知書(様式第2号)により通知する。

2 市長は、前項の場合において適当と認めないときは、申請者に対して茨木市高齢者ごいっしょサービス利用不承認決定通知書(様式第3号)により通知する。

(利用期間)

第7 サービスの利用期間は、第6第1項の利用決定があった日の当日から当該日が属する年度の末日までとする。

(費用負担)

第8 利用者は、1時間当たり500円の額を負担するものとする。

2 利用者負担額は、月額とし、サービスを利用した月の翌月の末日までに納付するものとする。

3 1回の利用時間は、サービスを提供する者が利用者の自宅に到着した時から利用者の自宅を退出した時までの時間とする。ただし、サービスの内容が外出を伴う場合は、当該外出に要した時間を含むものとする。

4 利用時間の時間数が、1時間未満のときは1時間とし、1時間を超え2時間未満の場合において当該時間が1時間30分未満のときは1.5時間とし、1時間30分以上のときは2時間として計算する。

(廃止の届出)

第9 利用者又はその家族等は、次の各号のいずれかに該当したときは、茨木市高齢者ごいっしょサービス利用廃止届(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 利用者が転出したとき。

(2) 利用者が死亡したとき。

(3) 利用者が利用を受ける必要がなくなったとき。

(4) 利用者が第4各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(利用の廃止)

第10 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、利用を廃止する。

(1) 第9の届出があったとき。

(2) おおむね3月の間、利用者の負担額の支払いがなかったとき。

(3) 利用する必要がないと認めたとき。

2 市長は、前項第2号及び第3号に掲げる事由により、利用を廃止したときは、利用者に対し理由を付して、茨木市高齢者ごいっしょサービス利用廃止通知書（様式第5号）により通知する。

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、高齢者ごいっしょサービスについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第7の規定は、この要綱の実施の日以後の利用の申請について適用し、同日前の利用の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成26年9月18日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市高齢者ごいっしょサービス実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

茨木市高齢者ごいっしょサービス利用申請書

（申請先）茨木市長

茨木市高齢者ごいっしょサービス利用について、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

ふりがな	
申請者氏名	利用者との関係（ ）
申請者住所	〒 ー 茨木市
電話番号	（ ）
ふりがな	
利用者氏名	
利用者住所	〒 ー 茨木市
電話番号	（ ）
生年月日	明治・大正・昭和・西暦 年 月 日 （ 歳）

同意書

茨木市高齢者ごいっしょサービス利用の審査に必要なときは、私の住民登録、要介護認定区分及び基本調査について、茨木市長が住民基本台帳及び要介護認定に関する事務の関係書類で確認することに同意します。

利用者氏名 _____ ㊞

※担当課使用欄

1. 利用事業所 _____
2. 要介護度 要支援（ 1 ・ 2 ） ・ 要介護（ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ）
3. 認知症高齢者日常生活自立度 _____

茨 第 号
平成 年 月 日

様

茨木市長



茨木市高齢者ごいっしょサービス利用決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった茨木市高齢者ごいっしょサービスの利用について、次のとおり決定したので通知します。

- | | | |
|---|--------|-------------------------------------|
| 1 | 利用者氏名 | |
| 2 | 決定日 | |
| 3 | 利用期間 | 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで |
| 4 | サービス内容 | (1) 外出する際の付き添い
(2) 家族が外出する際等の見守り |
| 5 | 利用料 | 500円（1時間当たり）
サービス提供事業者にお支払いください。 |

備考

次の場合は、申請者は、速やかに届け出てください。

- 1 利用者が市外に転出したとき。
- 2 利用者が死亡したとき。
- 3 利用者が利用を受ける必要がなくなったとき。

茨 第 号
平成 年 月 日

様

茨木市長



茨木市高齢者ごいっしょサービス利用不承認決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった茨木市高齢者ごいっしょサービスの利用について、次のとおり不承認と決定したので通知します。

- 1 利用者氏名
- 2 利用者住所
- 3 決 定 日
- 4 不承認の理由

平成 年 月 日

（届出先）茨木市長

（届出者）

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

茨木市高齢者ごいっしょサービス利用廃止届

平成 年 月 日付け茨 第 号に係る高齢者ごいっしょサービスの利用の廃止について、次のとおり届け出ます。

利 用 者	住 所	茨木市
	ふりがな 氏 名	
利用廃止年月日	平成 年 月 日	
利用廃止の理由		

茨 第 号
平成 年 月 日

様

茨木市長



茨木市高齢者ごいっしょサービス利用廃止通知書

平成 年 月 日付け茨 第 号に係る高齢者ごいっしょサービスの
利用については、次のとおり廃止したので通知します。

- 1 利用者氏名
- 2 廃止日 平成 年 月 日
- 3 廃止の理由